

交渉（全労働省労働組合和歌山支部）議事概要

和歌山労働局長（当局）は、平成 24 年 7 月 6 日（金）、和歌山労働局において全労働省労働組合和歌山支部執行委員長（全労働和歌山支部）と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおり

（全労働和歌山支部）

1 給与臨時特例法について及び賃金の改善等について

憲法違反の給与臨時特例法は直ちに廃止し、違法・不当に引き下げられた賃金の回復のための措置を講じること。

通勤手当については、全額実費支給とし、通勤実態を踏まえ、マイカー等交通用具利用者に対する支給額を改善するとともに、勤務地や通勤経路上の駐車場料金の支給など、通勤に付帯する自己負担を解消すること。

住居手当の全額支給限度額・最高支給限度額を引き上げること。

（当局）

職員の生活に直結するものであり、諸手当を含め必要な措置が講じられることが必要と認識している。

2 労働行政体制の拡充について

「国家公務員人件費 2 割削減」政策及び「定員合理化計画」の凍結・撤回、「新規採用抑制方針」を直ちに中止し、行政運営に必要な定員を十分確保すること。

また、厳しい雇用失業情勢への対応等事態の緊急性に見合った労働行政確率のため、労働行政職員を大幅に増員すること。

（当局）

定員の確保に向けて厳しい状況ではあるが、業務処理体制の確立のためあらゆる手立てを講じたい。

3 新人事制度について

労働行政のすべての分野における専門性、総合性の維持・向上を図るため、労働基準監督官の専管事項の拡大を抜本的に見直すこと。

新人事制度は、第一線職員の十分な理解を得ながら、慎重に運用するとともに、節目で検証を行い、問題点を解消すること。

（当局）

本省において新人事制度の見直し作業が行われていると聞いている。

他局で勤務を行うことは、職員にとっても一つの大きな経験になると思う。

4 労働時間・休暇制度の改善について

勤務時間管理の適正化を図るとともに、賃金不払い残業などの違法行為の根絶を図ること。また、超過勤務を大幅に縮減するため、超過勤務規制、指導基準の改善を行うこと。

(当局)

引き続き適正な勤務時間管理に努めてまいりたい。

5 人事評価制度への対応について

評価の斉一性や公正性に疑問が多く、恣意的な運用の恐れがあるなど極めて不十分な制度であることから、制度自体を抜本的に見直すこと。

(当局)

適正評価について、評価者への研修を充実させていきたい。

6 相談員等非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員がいないと困る部署が多いなか、通勤手当を完全支給すること、無給としている休暇を有給とするなど、労働条件の改善を図ること。

(当局)

非常勤職員については、正規職員の定員削減が進む中、重要な戦力と考えている。処遇や制度の改善に向けて、必要な予算確保等を含め本省へ要望してまいりたい。

7 労働条件関連予算の拡充等について

防犯カメラは設置されているが、十分とはいえない。行政対象暴力に対する安全確保対策を講じるための予算を確保すること。

電気を使わないようにするための予算（庁舎に太陽光発電を増設出来ないか）、情報漏洩防止に係る予算等を確保してほしい。

なお、年度更新時における節電には配慮すべきである。

(当局)

必要なところに予算をつけるのは当然のことであり、職員等の安全確保に引き続き努めてまいりたい。

8 退職手当の引き下げについて

退職手当の引き下げは行わないこと。

重要な労働条件であることから使用者の立場で関係機関への働きかけを行うこと。

(当局)

労働条件に関わる重要な問題であり、その趣旨は十分理解するところであり、上申させていただく。